



危険ドラッグ条例成立!!

兵庫県議会において、10月6日、**危険ドラッグ条例**が成立しました。12月1日から施行される予定です。条例検討に先立って、8月22日、**連合神戸・民主党議員**で組織される「**フォーラム神戸**」では、危険ドラッグの**条例で先行する和歌山県庁**を訪問し、条例施行に伴う状況の調査を行いました。

調査の結果を、兵庫県が条例提案前に実施していた**パブリックコメント**に、**質問・意見**として提出、**2件は条例への適用**が行われました。

ポイント4

手続きに違反した場合、警告・販売中止命令を発令。従わない場合、**50万円**以下の罰金を課す。

¥50万円

10000



身体に使用した場合、**5万円**以下の過料。

¥5万円

10000



ポイント5

情報を得た県民は、**通報**しなければならない。

ポイント1

「危険薬物」を販売する店舗を**知事監視店**に指定する

知事監視店



兵庫県
Hyogo Prefecture



ポイント2

「危険薬物」を販売する店舗は、容器に販売者氏名・住所、製造者氏名・住所を明記し、危険性や遵守事項を説明しなければならない。

ラベル

- ・販売者氏名・住所
- ・製造者氏名・住所

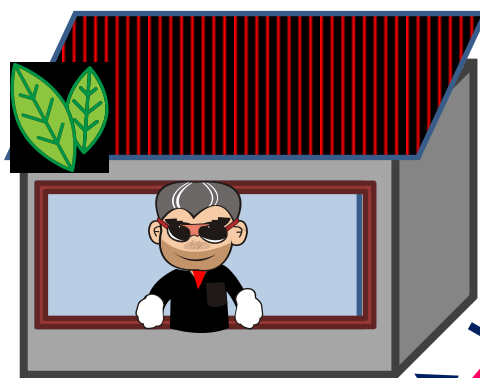
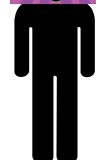


ポイント3

購入者は、住所・氏名を明記した「**誓約書**」を提出しなければならない。

誓約書

身体に使用しません。
住所・氏名



条例に取り入れられた点その1

<パブリックコメント>

知事監視危険薬物の購入について、**特に未成年に対して規制をかける取り組みが必要**と考えます。例えば、本条例による規制が難しい場合は、別の条例（例えば青少年保護など）による規制や啓発・教育の強化が併せて必要と考えます



保護者

誓約書
住所・氏名

特に未成年の場合、保護者の許可も必要に。

パブリックコメント提出により、意見が条例に反映され、特に**購入者が未成年の場合は、保護者の許可が必要**という条項が盛り込まれました。危険ドラッグの購入に、「許可」を出す保護者は考えられず、実質的に、未成年の購入禁止に相当するものとなりました。

条例に取り入れられた点その2

<パブリックコメント>

誓約書の効力を高めるために、何らかの工夫をお考えですか？（個人情報保護とのバランスは必要ですが）

努力目標



県民

情報を得た県民は、**通報しなければならない**。

パブリックコメント提出により、意見が条例に反映され、特に情報を得た県民は、「**通報に努めなければならない**」の努力目標から、「**通報しなければならない**」に厳しくなりました。

条例に既に盛り込まれていた点

<パブリックコメント>

和歌山県では、監視製品の指定にあたっては、主に広告などの情報から決定をしており、内容物質の化学分析は現在行われていないということでした。現在、分析が可能ないように準備を行っているということですが、内容物の分析を行えるように早急に体制を整えるべきではないでしょうか。

「兵庫県では、製品分析可能な体制を、順次整備しています。」という回答でした。

<パブリックコメント>

製造にあたっても届け出が必要になっており、和歌山県より更に踏み込まれたものとなっています。製造までを届け出の範囲とした場合、水際対策まで含めて追跡することも可能になると考えますが、いかがお考えですか？また、水際まで含めた対策を行っていくためにも、上述の内容物を分析できる体制整備が必要と考えます。

「製品に製造者氏名、住所を記載させることで、水際対策につながると考えます。なお、本県では、製品分析可能な体制を順次整備しています。」という回答でした。